

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項)) 4/1 施行

新	旧
<p>保税作業終了届 (C - 3260)</p> <p>「責任者指名」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。</p> <p>「記号及び番号」欄には、保税作業に使用した外国貨物についての記号及び番号を記載する。保税作業に使用した外国貨物を特定する貨物自体の記号及び番号がある場合(例えば、エンジンのモデルナンバーあるいはシリアルナンバー)には、それらを記載する。</p> <p>また、ばら荷貨物のように、記号及び番号がない場合には、(In bulk) 等と注記する。</p> <p>「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。</p> <p>「個数」欄には、使用した貨物の最少単位による数を記載する。</p> <p>「保税作業によってできた貨物」の各欄は、次によって記載する。</p> <p>「記号及び番号」欄には、保税作業によってできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。</p> <p>「個数」欄には、製品の最少単位の数及び製品の梱包数を記載する。例えば、2,000Pieces (10c / s) と記載する。</p> <p>「貨物移動明細欄」(裏面)は、保税作業によってできた貨物すなわち搬出及び在庫の状況を次により記載する。</p> <p>「整理番号」欄には、搬出についての整理番号を記載する。</p> <p>「区分」欄には、輸入、積戻し、保税運送等の区別を記載する。</p> <p>「許可、承認又は届出の番号」欄には搬出について許可、承認等を要する場合は、その許可書又は承認書の番号を記載する。</p>	<p>保税作業終了届 (C - 3260)</p> <p>「責任者指名」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。</p> <p>「記号及び番号」欄には、保税作業に使用した外国貨物についての記号及び番号を記載する。保税作業に使用した外国貨物を特定する貨物自体の記号及び番号がある場合(例えば、エンジンのモデルナンバーあるいはシリアルナンバー)には、それらを記載する。</p> <p>また、ばら荷貨物のように、記号及び番号がない場合には、(In bulk) 等と注記する。</p> <p>「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。</p> <p>「個数」欄には、使用した貨物の最少単位による数を記載する。</p> <p>「価格」欄には、<u>外国貨物については、移入承認書記載の価格により記載する。</u> <u>使用数量が、移入承認数量の一部である場合は、あん分計算により価格を算出して記載する。</u> <u>内国貨物については、原則として卸売価格を記載するが、卸売価格が明らかでない場合は、工場の買入れ価格その他の価格で差し支えない。ただし、この場合には、その建値の種類を注記するものとする。</u></p> <p>「保税作業によってできた貨物」の各欄は、次によって記載する。</p> <p>「記号及び番号」欄には、保税作業によってできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。</p> <p>「個数」欄には、製品の最少単位の数及び製品の梱包数を記載する。例えば、2,000Pieces (10c / s) と記載する。</p> <p>「価格」欄には、<u>製品の価格を原則として FOB 価格により記載する。</u>ただし、<u>FOB 価格が明らかでない場合には、工場渡し価格で差し支えない。</u>この場合、<u>その建値の種類を注記するものとする。</u></p> <p>「貨物移動明細欄」(裏面)は、保税作業によってできた貨物すなわち搬出及び在庫の状況を次により記載する。</p> <p>「整理番号」欄には、搬出についての整理番号を記載する。</p> <p>「区分」欄には、輸入、積戻し、保税運送等の区別を記載する。</p> <p>「許可、承認又は届出の番号」欄には搬出について許可、承認等を要する場合は、その許可書又は承認書の番号を記載する。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項))4/1施行

新	旧
<p>「取扱者印」欄には、貨物移動明細欄の記載を行った税関職員が押印する。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C-5020)</p> <p>及び (省略)</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特例申告</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」(税関様式P-8210)の番号(例 P-8210: No,)を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第26条第2項又は第3項の規定の適用を受けようることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」(税関様式P-8220)又は、「累積加工・製造証明書(税関様式P-8230)の番号(例 P-8220: No,)を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨(例 暫令31-1-2該当)を併せて記載する。</p> <p>ホ (省略)</p> <p><関税法第7条の2((申告の特例))の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入(引取)申告</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 輸入(引取)申告書の記載に当たつては、指定貨物の関税率表上の所属区分を特定させることが必要であるため、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(ホ) 関税法基本通達67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)に規定する取扱いによることはできない。</p> <p>(2) 特例申告</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受け</p>	<p>「取扱者印」欄には、貨物移動明細欄の記載を行った税関職員が押印する。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C-5020)</p> <p>及び (同左)</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特例申告</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」(税関様式P-8210)の番号(例 P-8210: No,)を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第50条第2項又は第3項の規定の適用を受けようることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」(税関様式P-8220)又は、「累積加工・製造証明書(税関様式P-8230)の番号(例 P-8220: No,)を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第55条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨(例 暫令55-1-2該当)を併せて記載する。</p> <p>ホ (同左)</p> <p><関税法第7条の2((申告の特例))の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p>(1) 輸入(引取)申告</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 輸入(引取)申告書の記載に当たつては、指定貨物の関税率表上の所属区分を特定させることが必要であるため、次のことに留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(ホ) 関税法基本通達67-4-15(関税率表等の分類の特例扱い)に規定する取扱いによることはできない。</p> <p>(2) 特例申告</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受け</p>

新	旧
<p>ようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」(税関様式 P -8210)の番号(例 P -8210 : No,)を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第26条第2項又は第3項の規定の適用を受けようることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」(税関様式 P - 8220)又は、「累積加工・製造証明書(税関様式 P -8230)の番号(例 P -8220 : No,)を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨(例 暫令31-1-2該当)を併せて記載する。</p> <p>ホ(省略)</p> <p><u>特定輸出者承認申請書(C - 9400)</u></p> <p>「<u>関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄に記載すべき品名が複数ある場合には、適宜別紙に記載の上、添付する。</p> <p>「<u>関税法第67条の4第1号のイからホまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄における<u>関税法第67条の4第1項の二に係る範囲</u>は、税関手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>「<u>輸出関係帳簿及び書類の保存状況</u>」欄には、備付け、保存している帳簿の名称、保存している書類の名称並びにそれぞれの保存年数を記載する。この場合、当該帳簿書類が国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けているかどうかを併せて記載する。</p> <p>「<u>その他参考となるべき事項</u>」欄には、特定輸出者の承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載する。具体的には、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続(輸出貨物に係る税関手続に限る。)を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名、税関手続の委託先である通関業者が通関業法基本通達(昭和47年税關第105号)5 - 2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理(法第67条の4第2号(承認の要件))の貨</p>	<p>ようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」(税関様式 P -8210)の番号(例 P -8210 : No,)を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第50条第2項又は第3項の規定の適用を受けようることにより特恵受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」(税関様式 P - 8220)又は、「累積加工・製造証明書(税関様式 P -8230)の番号(例 P -8220 : No,)を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第55条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨(例 暫令55-1-2該当)を併せて記載する。</p> <p>ホ(同左)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>物の管理をいう。)を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</p> <p>「特定輸出者承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先(電子メールアドレスを含む。)を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとするが、この場合において、申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類(例えば、住民票の写し等)を添付する。</p> <p><u>特定輸出者承認内容変更届(C-9430)</u></p> <p><u><記載事項></u></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、関税法第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合には、その内容)を記載する。</p> <p><u><提出の時期></u></p> <p>特定輸出者の承認に係る内容のうち、特定輸出者の住所及び氏名又は名称、特定輸出申告対象貨物に係る定率表別表の項の番号の追加又は法第70条第1項又は第2項の該当の有無、貨物の蔵置(予定)場所、積込港、税関手続を委託している通関業者、輸出貨物の管理を行つている者及び法令遵守規則の内容(税関手続の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。)に変更があつた場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。</p> <p><u><添付書類></u></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ <u>特定輸出者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書(又は住民票の写し等)</u></p> <p>ロ <u>役員(代表者を含む。)代理人又は使用人その他の従業者に変更があつた場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書</u></p>	(新設)

新	旧
<p>八 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> <p><u>臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書(C-8035)</u></p> <p><u>新規に届出を行う場合には、様式中の「変更」を抹消(「<u>変更</u>」と訂正)し、届出内容の変更のための届出の場合には、様式中の「新規」を抹消(「<u>新規</u>」と訂正)する。</u></p> <p>「届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設(主要なもの)の名称及び所在地」欄には、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする地方公共団体が設定する区域(以下この項において「届出区域」という。)に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設(以下この項において「港湾施設等」という。)であつて主要なものの名称及び所在地を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数(実績)」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、届出の日の属する年又はその年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において365回以上ある場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年における臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数(見込み)」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、当該届出区域が貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当することその他の事情を勘案して、届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上あることが見込まれる場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「上記見込みの合理的な基礎」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上客観的に見込まれることの合理的な基礎(例:届出区域の地域的特性、物流状況等を考慮した上で、法第101条第5項の規定の適用による臨時開庁手数料の軽減及び当該届出区域の他の施策の誘発効果等を含めた試算)を具体的に記載する。</p>	<p><u>臨時開庁手数料軽減区域届出書(C-8035)</u></p> <p>「届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設(主要なもの)の名称及び所在地」欄には、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする地方公共団体が設定する区域(以下この項において「届出区域」という。)に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設(以下この項において「港湾施設等」という。)であつて主要なものの名称及び所在地を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数(実績)」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、届出の日の属する年又はその年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において365回以上ある場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年における臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数(見込み)」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、当該届出区域が貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当することその他の事情を勘案して、届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上あることが見込まれる場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「上記見込みの合理的な基礎」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数)が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間における各年のいずれかの年において365回以上客観的に見込まれることの合理的な基礎(例:届出区域の地域的特性、物流状況等を考慮した上で、法第101条第5項の規定の適用による臨時開庁手数料の軽減及び当該届出区域の他の施策の誘発効果等を含めた試算)を具体的に記載する。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項))4/1施行

新	旧
<p>「届出区域を管轄区域とする税関官署の名称」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署の名称(当該税関官署が二以上ある場合には、該当する全ての税関官署の名称)を記載する。</p> <p>「備考」欄には、届出区域に所在する港湾施設等の説明、届出区域の範囲についての補足説明等について明瞭に記載するものとするが、これらの事項が記載された文書、図面等の参考資料を添付することにより、その記載を省略することができる。</p>	<p>「届出区域を管轄区域とする税関官署の名称」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署の名称(当該税関官署が二以上ある場合には、該当する全ての税関官署の名称)を記載する。</p> <p>「備考」欄には、届出区域に所在する港湾施設等の説明、届出区域の範囲についての補足説明等について明瞭に記載するものとするが、これらの事項が記載された文書、図面等の参考資料を添付することにより、その記載を省略することができる。</p>
	<p><u>石油化学製品製造用揮発油等の使用数量の届出書(P-7410)</u></p> <p>「原料揮発油等」の「品名」及び「数量」欄には、使用した原料の品名を、例えば、「ナフサ」又は「LPG」及びその品名ごとの月中の使用数量をk1又はトンの単位で記載し、「規格」欄には、揮発油等の場合にあっては、蒸留試験による留出温度、ガスの場合にあっては組成百分率を記載する。</p> <p>「石油化学製品」欄の「品名(用途)」及び「数量」欄には、原料揮発油等により製造された製品名(暫定令第19条の表に記載されている製品名、例えば、「エチレン」、「プロピレン」、「ベンゼン」等)及びその製品ごとの数量を記載する。</p>
	<p><u>石油化学製品製造用揮発油等の関税還付申請書(P-7420)</u></p> <p>「原料揮発油等」の「品名」及び「数量」欄には、使用した原料の品名(例えば、「ナフサ」又は「LPG」等)及びその品名ごとの数量(k1又はトン)を使用数量の届出確認書に従って記載する。</p> <p>「石油化学製品」の「品名」及び「数量」欄には、使用数量の届出確認書に従って石油化学製品の品名及び数量の合計を記載する。</p> <p>「還付金額及び算出根拠」欄には、原料用として使用された揮発油等の数量×還付率により算出された金額及びその算出根拠を記載する。</p>
	<p><u>石油アスファルト等製造工場の承認申請書(P-7550)</u></p> <p>「申請者」欄には、製造工場の属する企業の代表者名を記載する。ただし、事務組織等の関係上やむを得ない事情があると認められる場合には、当該製造工場の責任者名を記載する。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項)) 4/1 施行

新	旧
	<p>「原料の品名」欄には、還付対象となる原料油等以外の石油製品等が原料として混合使用される場合にあっては、当該混合使用される石油製品等の品名を括弧書で記載する。</p> <p>「石油アスファルト等の種別」欄には、石油コ-クス又は石油アスファルトの別を記載する。</p> <p>「製造工程」及び「製造能力」欄には、石油アスファルト等を製造する主な工程及び1月当たりの処理能力又は平均製造数量(トン/月)をそれぞれ記載する。</p> <p><u>石油アスファルト等の関税還付申請書(P-7560)</u></p> <p>「原料油等」の「品名」及び「数量」欄には、使用した原料油等の品名及びその品名ごとの数量(k1又はトン)を記載する。</p> <p>「還付金額」欄には、移出又は消費された石油アスファルト等の数量×還付率により算出された金額を記載する。</p> <p><u>石油等の残留物の移入に係る帳簿(P-7570)</u></p> <p>「移入の目的」欄には、石油等の残留物の使用目的を記載する。</p> <p><u>石油コ-クスの製造工場への移出に係る証明書(P-7580)</u></p> <p>「移入の目的」欄には、移入した石油アスファルトの使用目的を記載する。</p> <p><u>加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)</u></p> <p>「輸出貨物の品名等」欄の「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、製造価格(通常の一般管理費及び利潤を含む。)及び船積みまでに要する費用等を記載する。</p> <p>「加工(組立)地名及び加工(組立)業者名」欄には、輸出原材料を原料として製品の加工又は組立てを行う国(地)及び製品の加工又は組立てを行う業者名を記載する。</p> <p>「加工又は組立の概要」欄には、輸出原材料を原料として加工又は組立てられる製品の工程の概要を記載する。</p> <p><u>加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)</u></p> <p>「輸出貨物の品名等」欄の「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、製造価格(通常の一般管理費及び利潤を含む。)及び船積みまでに要する費用等を記載する。</p> <p>「加工(組立)地名及び加工(組立)業者名」欄には、輸出原材料を原料として製品の加工又は組立てを行う国(地)及び製品の加工又は組立てを行う業者名を記載する。</p> <p>「加工又は組立の概要」欄には、輸出原材料を原料として加工又は組立てられる製品の工程の概要を記載する。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項))4/1施行

新	旧
<p>「その他参考となるべき事項」欄には、契約書等が提出されない場合、「令第22条2項ただし書き」である旨を記載する。 (契約実績表(総括)(P-7700号-2))</p> <p>「輸出申告価格」欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。</p> <p>「年月日」欄には、当該委託加工契約についての確認年月日を記載する。</p> <p>「税関官署名」欄には、確認税関官署名を記載する。</p> <p>「契約に係る輸出原材料価格」欄には、1契約にかかる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。</p> <p>「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」</p> <p>契約実績表(個別)は、輸出原材料ごとに作成する。</p> <p>「品名等(性質、計上等)」欄には、輸出原材料の1品名のみを記載する。</p> <p>「実輸出数量」欄には、1輸出にかかる「品名等(性質、形状等)」欄に記載された輸出原材料の通関済み数量を記載する。</p> <p>「年月日」欄には、当該委託加工契約書についての確認年月日を記載する。</p> <p>「契約数量」欄には、当該委託加工契約上の輸出原材料(「品名等(性質、形状等)」欄に記載されたものに限る。)の数量を記載する。</p> <p>「残数量」には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。</p>	<p>「その他参考となるべき事項」欄には、契約書等が提出されない場合、「令第46条2項ただし書き」である旨を記載する。 (契約実績表(総括)(P-7700号-2))</p> <p>「輸出申告価格」欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。</p> <p>「年月日」欄には、当該委託加工契約についての確認年月日を記載する。</p> <p>「税関官署名」欄には、確認税関官署名を記載する。</p> <p>「契約に係る輸出原材料価格」欄には、1契約にかかる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。</p> <p>「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」</p> <p>契約実績表(個別)は、輸出原材料ごとに作成する。</p> <p>「品名等(性質、計上等)」欄には、輸出原材料の1品名のみを記載する。</p> <p>「実輸出数量」欄には、1輸出にかかる「品名等(性質、形状等)」欄に記載された輸出原材料の通関済み数量を記載する。</p> <p>「年月日」欄には、当該委託加工契約書についての確認年月日を記載する。</p> <p>「契約数量」欄には、当該委託加工契約上の輸出原材料(「品名等(性質、形状等)」欄に記載されたものに限る。)の数量を記載する。</p> <p>「残数量」には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。</p>
Certificate of Origin(原産地証明書)(P-8210)	Certificate of Origin(原産地証明書)(P-8210)
原産地証明書の「8.Origin Criterion(原産地基準)」欄には、関税暫定措置法施行規則(以下「規則」という。)第8条及び第9条に基づき次の要領により記載することとなつているので、留意する。	原産地証明書の「8.Origin Criterion(原産地基準)」欄には、関税暫定措置法施行規則(以下「規則」という。)第8条及び第9条に基づき次の要領により記載することとなつているので、留意する。

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項))4/1施行

新		旧	
特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法	特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法
<p>1. 規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合</p> <p>2. 規則第9条に掲げる条件に該当する場合</p>	<p>「P」と記入する (例)“P”</p> <p>「W」と記入し、輸入される物品のHS品目番号を記入する。 (例)“W”96.18</p>	<p>1. 規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合</p> <p>2. 規則第9条に掲げる条件に該当する場合</p>	<p>「P」と記入する (例)“P”</p> <p>「W」と記入し、輸入される物品のHS品目番号を記入する。 (例)“W”96.18</p> <p>(注)この通達の施行前の原産地証明書の記載要領により提出されてきたものについては、有効なものとして取り扱う。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達(記載要領及び留意事項))4/1施行

新	旧
<p>通関業法関係</p> <p>通関業務取扱台帳（B - 1170）</p> <p>「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからチまでの手続に係る通関業務について記載する。</p> <p>通関業営業報告書（B - 1190）</p> <p>第2表中「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからチまでの手続に係る通関業務について記載する。</p>	<p>通関業法関係</p> <p>通関業務取扱台帳（B - 1170）</p> <p>「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからトまでの手続に係る通関業務について記載する。</p> <p>通関業営業報告書（B - 1190）</p> <p>第2表中「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイからトまでの手続に係る通関業務について記載する。</p>